

昭和二十六年建設省令第十九号

公営住宅法施行規則

第六条第一項及び第九条第一項の規定に基き、及び同法を実施するため並びに公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十四号）第七条の規定に基き、公営住宅法施行規則を次のように定める。

（共同施設の種類）

第一条 公営住宅法（以下「法」という。）第二条第九号に規定する国土交通省令で定める共同施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 管理事務所
- 二 広場及び緑地
- 三 通路
- 四 立体的遊歩道及び人工地盤施設
- 五 高齢者生活相談所
- 六 駐車場

（法第七条第二項の国土交通省令で定める共同施設）

第二条 法第七条第二項に規定する国土交通省令で定める共同施設は、児童遊園、集会所及び前条第一号から第五号までに掲げる施設とする。（法第九条第三項に規定する住宅の共用部分）

第三条 法第九条第三項に規定する国土交通省令で定める住宅の共用部分は、次に掲げる部分とする。

一 廊下及び階段

二 エレベーター及びエレベーターホール

三 特殊基礎

四 機械室

五 避難設備

六 消火設備及び警報設備並びに監視装置

七 避雷設備及び電波障害防除設備

（法第九条第四項の国土交通省令で定める施設）

第四条 法第九条第四項に規定する国土交通省令で定める施設は、児童遊園、集会所及び第一条第一号から第五号までに掲げる施設とする。（補助金交付申請書、事業計画書及び工事設計要領書）

第五条 法第十一条第二項に規定する国の補助金の交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）は、次に掲げる事業別に別記第一号様式により作成するものとする。

一 法第七条第一項の規定により国の補助を受ける公営住宅の建設等

二 法第七条第二項の規定により国との補助を受ける共同施設の建設等

三 法第八条第一項の規定により国の補助を受ける公営住宅の建設等

四 法第八条第三項の規定により国の補助を受ける公営住宅の建設又は補修

五 法第八条第三項の規定により国の補助を受ける共同施設の建設又は補修

六 法第九条第三項の規定により国の補助を受ける住宅の共用部分の建設又は改良

七 法第九条第四項の規定により国の補助を受ける施設の建設又は改良

八 法第十条第一項の規定により国の補助を受ける住宅の共用部分の建設又は改良

九 法第十一条第一項の規定により補助金交付申請書に添える事業計画書は、別記第二号様式により作成するものとする。

三 法第十二条第一項の規定により補助金交付申請書に添える工事設計要領書は、別記第三号様式によるものとする。

（国の補助の申請の手続）

第六条 補助金交付申請書は、法第七条又は第九条の規定に基づく国の補助に係るものにあつては当該年度の六月三十日までに、法第八条又は第十条の規定に基づく国の補助に係るものについては当該災害発生後一月以内に提出するものとする。ただし、特別の事由がある場合においては、この限りでない。

（収入申告の方法）

第七条 法第十六条第一項に規定する入居者からの収入の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

一 当該入居者に係る収入

二 当該入居者又は同居者が法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合に該当する場合には、その旨

三 他の親族に係る収入

四 前三号に掲げる者に準ずる者

五 法第十六条第四項の国土交通省令で定める方

（法第十六条第四項の国土交通省令で定める方）

第六条 法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることが求められる方法とする。

（修繕の義務のある附帯施設）

第七条 法第二十一条に規定する国土交通省令で定める附帯施設は、事業主体が管理する給水施設、ガス施設、排水施設、汚物処理槽を含む）、電気施設、消火施設、共同塵払い処理施設及び道とする。ただし、給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要な部分を除く。

（法第二十七条第五項の規定による承認）

第十一条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第二十七条第五項の規定による承認をしてはならない。

一 当該承認による同居の後ににおける当該入居者に係る収入が令第六条第一項に規定する金額を超える場合

二 当該入居者が法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合

定する特定個人情報をいう。）を利用することができるとき、又は同法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、前項の規定にかかる内容が記載された書類は、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出に際して提示することを要しない。

一 令第一条第三号イからトまでに規定する額を控除する場合、当該控除の対象者に該当する旨を証する書類

二 前項第二号に該当する場合、当該入居者又は同居者が法第二十三条第一号イに規定する者で同居する場合に該当する旨を証する書類

三 法第二十七条第六項の規定による承認をすることができる。

（法第二十七条第六項の規定による承認）

第十二条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第二十七条第六項の規定による承認をしてはならない。

一 当該承認を受けようとする者が当該入居者と同居していた期間が一年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族（婚姻の届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）である場合を除く。）

二 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後のにおける収入が令第九条第一項に規定する金額（法第二十九条第二項の規定により事業主体が条例で公営住宅の明渡しの請求に係る収入の基準を別に定める場合にあつては、当該条例で定める金額）を超える場合

三 当該入居者が法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（前号に掲げる者十七号）にいう知的障害者（法第七号）に該当する者

五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に該当する者

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（前号に掲げる者十七号）に該当する者

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（前号に掲げる者十七号）に該当する者

八 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

九 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十一 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十二 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十三 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十四 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

二 事業主体は、入居者が病気にかかつてゐることとその他の特別の事情により当該入居者が入居際に同居した親族以外の者を同居させることは必要であると認めるときは、前項の規定にかかる

わらず、法第二十七条第五項の規定による承認をすることができる。

（法第二十七条第六項の規定による承認）

第十三条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第二十七条第六項の規定による承認をしてはならない。

一 当該承認を受けようとする者が当該入居者と同居していた期間が一年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族（婚姻の届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）である場合を除く。）

二 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後のにおける収入が令第九条第一項に規定する金額（法第二十九条第二項の規定により事業主体が条例で公営住宅の明渡しの請求に係る収入の基準を別に定める場合にあつては、当該条例で定める金額）を超える場合

三 当該入居者が法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（前号に掲げる者十七号）に該当する者

五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に該当する者

六 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（前号に掲げる者十七号）に該当する者

八 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

九 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十一 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十二 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十三 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十四 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十五 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

十六 法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者であつた場合

り除かすべき公営住宅の戸数未満となるものを除く。)

二 公営住宅建替事業を施行する土地の面積の変更

三 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造の変更

(移転料の支払)

第十六条 事業主体は、入居者が公営住宅建替事業の施行に伴い居住を移転した場合において当該事業主体にその旨を申し出たときは、遅滞なく、その者に法第四十二条の規定による移転料を支払うものとする。

事業主体は、前項の規定にかかるわらず、入居者が居住を移転する以前においても、その者の申出により、法第四十二条の規定による移転料の全部又は一部を仮払することができる。

(管理の特例に係る公告の方法)

第十七条 法第四十七条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報その他所定の手段により行うものとする。

一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称

二 前号の地方公共団体又は地方住宅供給公社が事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

三 第一号の地方公共団体又は地方住宅供給公社が事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、第十一条の規定による

四 第一号の地方公共団体又は地方住宅供給公社が事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

(管理の特例に係る技術的の説替え)

第十八条 法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合には、第十一条の規定によるものとあるのは、「地方公共団体又は地方住宅供給公社」とする。

(身分証明書の様式)

第十九条 法第四十九条第三項に規定する証票(國の職員が携帯するものを除く。)は、別記第四号様式によるものとする。

(複成価格の算出方法)

第二十条 令第三条第一項に規定する複成価格の算出方法は、次の算式によるものとする。

複成価格 = 推定再建築費 - (年平均減価額 × 経過年数)

(この式において、「推定再建築費」及び「年平均減価額」は、それぞれ次に定める額とする。

年平均減価額 推定再建築費の額に、耐火構

造又は準耐火構造の建築物については〇・八

を、木造の建築物(耐火構造の建築物及び準

耐火構造の建築物を除く。)にあつては〇・九

を乗じた額を耐用年数で除した額)

(引当金の算出方法)

第二十一条 令第三条第一項に規定する貸倒れ及び空家による損失を埋めるための引当金は、同

項に規定する近傍同種の住宅の複成価格に一年

当たりの利回りを乗じた額、償却額、修繕費、

管理事務費、損害保険料及び公課の合計に百分

の二を乗じた額とする。

(残存価額の算出方法)

第二十二条 令第三条第二項に規定する残存価額は、当該近傍同種の住宅の建設に要する費用の額に、当該近傍同種の住宅が耐火構造又は準耐

火構造の建築物である場合にあつては〇・二

を、木造の建築物(耐火構造の建築物及び準耐

火構造の建築物を除く。)である場合にあつて

は〇・一を乗じた額とする。

(推定再建築費の算出方法)

第二十三条 令第三条第三項に規定する推定再建

築費は、当該近傍同種の住宅の建設に要する費用の額に、国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じた額とす

る。(権限の委任)

(推定再建築費の算出方法)

第二十四条 法及び法に基づく政令に規定する国

土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、

地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

ただし、第一号、第二号及び第六号から第八号

までに掲げる権限(第二号に掲げる権限にあつては、公営住宅建替事業により公営住宅又は公

営住宅及び共同施設の存していいた土地に近接す

る土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同

施設を建設する場合に係るものに限り、第七号

及び第八号に掲げる権限にあつては、法第十一

条第二項の規定により国土交通大臣が自ら國の

補助金の交付申請書

付申請書

法第七条第一項の規定により読み替え

て適用される法

第十一条第一項の規定により國の無利

子の貸付け

により國の補助

提出書類を審査し、國の補助金の交付を決定し、及びこれを通知すること。

二 法第三十七条第一項の規定による用途廃止の承認をすること。

三 法第四十四条第一項の規定による譲渡の承認をし、及び同条第三項の規定による用途廃止の承認をすること。

四 法第四十五条第一項及び第二項の規定による使用の承認をすること。

五 法第四十六条第一項の規定による譲渡の承認をすること。

六 法第四十九条第一項の規定により事業主体に対して報告させ、又は実地検査させること。

七 法第五十条の規定により國の補助金の全部若しくは一部を交付せず、交付を停止し、又は交付した國の補助金の全部若しくは一部の返還を命ずること。

八 法第五十二条第一号の規定により厚生労働大臣と協議すること。

九 法第五十二条第一号及び第三号の規定により厚生労働大臣と協議すること。

十 令第十三条第一項後段の規定による承認をするること。

十一 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

十二 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

十三 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

十四 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

十五 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

十六 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

十七 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

十八 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

十九 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十一 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十二 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十三 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十四 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十五 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十六 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十七 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十八 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

二十九 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十一 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十二 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十三 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十四 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十五 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十六 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十七 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十八 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

三十九 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

四十 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

法第七条第二項の規定により國の無利子の貸付け

法附則第十四項の規定により読み替えて適用される第

十一條第一項

法附則第五項の規定により読み替えて適用される第

十二条第一項

法附則第六項の規定により読み替えて適用される第

十三条第一項

法附則第七項の規定により読み替えて適用される第

十四条第一項

法附則第八項の規定により読み替えて適用される第

十五条第一項

法附則第九項の規定により読み替えて適用される第

十六条第一項

法附則第十項の規定により読み替えて適用される第

十七条第一項

法附則第十一項の規定により読み替えて適用される第

十八条第一項

法附則第十二項の規定により読み替えて適用される第

十九条第一項

法附則第十三項の規定により読み替えて適用される第

二十条第一項

法附則第十四項の規定により読み替えて適用される第

二十二条第一項

法附則第十五項の規定により読み替えて適用される第

二十四条第一項

法附則第十六項の規定により読み替えて適用される第

二十五条第一項

法附則第十七項の規定により読み替えて適用される第

二十六条第一項

法附則第十八項の規定により読み替えて適用される第

二十七条第一項

法附則第十九項の規定により読み替えて適用される第

二十八条第一項

法附則第二十項の規定により読み替えて適用される第

二十九条第一項

法附則第三十項の規定により読み替えて適用される第

三十条第一項

法附則第三十一項の規定により読み替えて適用される第

三十二条第一項

法附則第三十三項の規定により読み替えて適用される第

三十四条第一項

法附則第三十五項の規定により読み替えて適用される第

三十六条第一項

法附則第三十七項の規定により読み替えて適用される第

三十七条第一項

法附則第三十八項の規定により読み替えて適用される第

三十八条第一項

法附則第三十九項の規定により読み替えて適用される第

三十九条第一項

法附則第四十項の規定により読み替えて適用される第

四十条第一項

法附則第四十一項の規定により読み替えて適用される第

四一条第一項

法附則第四十二項の規定により読み替えて適用される第

四二条第一項

法附則第四十三項の規定により読み替えて適用される第

四三条第一項

法附則第四十四項の規定により読み替えて適用される第

四四条第一項

法附則第四十五項の規定により読み替えて適用される第

四五条第一項

法附則第四十六項の規定により読み替えて適用される第

四六条第一項

法附則第四十七項の規定により読み替えて適用される第

四七条第一項

法附則第四十八項の規定により読み替えて適用される第

四八条第一項

法附則第四十九項の規定により読み替えて適用される第

四九条第一項

法附則第五十項の規定により読み替えて適用される第

五十条第一項

法附則第五十一項の規定により読み替えて適用される第

五一条第一項

法附則第五十二項の規定により読み替えて適用される第

五二条第一項

法附則第五十三項の規定により読み替えて適用される第

五三条第一項

法附則第五十四項の規定により読み替えて適用される第

五四条第一項

法附則第五十五項の規定により読み替えて適用される第

五五条第一項

法附則第五十六項の規定により読み替えて適用される第

五六条第一項

法附則第五十七項の規定により読み替えて適用される第

五七条第一項

法附則第五十八項の規定により読み替えて適用される第

五八条第一項

法附則第五十九項の規定により読み替えて適用される第

五九条第一項

法附則第六十項の規定により読み替えて適用される第

六〇条第一項

法附則第六十一項の規定により読み替えて適用される第

六一一条第一項

法附則第六十二項の規定により読み替えて適用される第

六二二条第一項

法附則第六十三項の規定により読み替えて適用される第

六三三条第一項

法附則第六十四項の規定により読み替えて適用される第

六四四条第一項

法附則第六十五項の規定により読み替えて適用される第

六五五条第一項

法附則第六十六項の規定により読み替えて適用される第

六六六条第一項

法附則第六十七項の規定により読み替えて適用される第

六七七条第一項

法附則第六十八項の規定により読み替えて適用される第

六八八条第一項

法附則第六十九項の規定により読み替えて適用される第

六九九条第一項

法附則第七十項の規定により読み替えて適用される第

七〇〇条第一項

法附則第七十一項の規定により読み替えて適用される第

七一一条第一項

法附則第七十二項の規定により読み替えて適用される第

七二二条第一項

法附則第七十三項の規定により読み替えて適用される第

七三三条第一項

法附則第七十四項の規定により読み替えて適用される第

七四四条第一項

法附則第七十五項の規定により読み替えて適用される第

七五五条第一項

法附則第七十六項の規定により読み替えて適用される第

七六六条第一項

法附則第七十七項の規定により読み替えて適用される第

七七七条第一項

法附則第七十八項の規定により読み替えて適用される第

七八八条第一項

法附則第七十九項の規定により読み替えて適用される第

七九九条第一項

法附則第八十項の規定により読み替えて適用される第

八〇〇条第一項

法附則第八十一項の規定により読み替えて適用される第

八一一条第一項

法附則第八十二項の規定により読み替えて適用される第

八二二条第一項

法附則第八十三項の規定により読み替えて適用される第

八三三条第一項

この省令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和四一年七月四日建設省令第 二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和四四年六月二十日建設省令 第一〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施
附 則（昭和五五年五月一〇日建設省令 第六号）	（公営住宅法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施
附 則（昭和五五年七月三〇日建設省令 第九号）	（施行期日）
この省令は、昭和五十五年十月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十九年七月二十六日から施
附 則（昭和五九年六月三〇日建設省令 第一三号）	（施行期日）
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十九年七月二十六日から施
附 則（昭和六〇年一二月一八日建設省 令第一四号）	（施行期日）
この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十九年七月二十六日から施
附 則（昭和六一年九月四日建設省令第 一六号）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成二九年四月一日建設省令第五 号）抄
附 則（平成元年三月二七日建設省令第 三号）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成二九年四月一日建設省令第五 号）抄
附 則（平成五年六月二十五日建設省令第 一号）	（施行期日）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成二九年四月一日建設省令第五 号）抄
（経過措置）	（施行期日）
2 この省令の施行の際現に都市計画法及び建築 基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第 八十二号。以下「改正法」という。）第一条の 規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年 法律第二百号）の規定により定められている都市 計画区域に係る用途地域に関しては、この省令 の施行の日から起算して三年を経過する日（そ の日前に改正法第一条の規定による改正後の都 市計画法第二章の規定により、当該都市計画区 域について、用途地域に関する都市計画が決定 されたときは、当該都市計画の決定に係る都市 計画法第二十二条第一項（同法第二十二条第一項 において読み替える場合を含む。）の規定によ る告示があつた日）までの間は、この省令によ る改正後の公営住宅法施行規則の規定中用途地 域に係る部分は適用せず、この省令による改正 前の公営住宅法施行規則の規定中用途地域に係 る部分は、なおその効力を有する。	第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施

（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年一月一日から施	第一条 この省令は、平成二十九年七月二十六日から施
（経過措置）	（施行期日）
2 この省令の施行の日から地域包括ケアシステ ムの強化のための介護保険法等の一部を改正す る法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行 の日の前日までの間における第一条の規定によ る改正後の公営住宅法施行規則第八条第一号の 規定の適用については、同号中「第五条の二第 一項」とあるのは、「第五条の二」とする。	第一条 この省令は、平成二十九年七月二十六日から施
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成二九年四月一日国土交 通省令第一一号）抄
附 則（平成一二年一月三一日建設省令 第一〇号）	（施行期日）
この省令は、平成十二年四月一日から施行す る。	第一条 この省令は、平成二九年四月一日国土交 通省令第一一号）抄
附 則（平成一二年七月一四日建設省令 第一号）	（施行期日）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成二九年四月一日国土交 通省令第一一号）抄
（経過措置）	（施行期日）
2 この省令の施行の際現に都市計画法及び建築 基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第 八十二号。以下「改正法」という。）第一条の 規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年 法律第二百号）の規定により定められている都市 計画区域に係る用途地域に関しては、この省令 の施行の日から起算して三年を経過する日（そ の日前に改正法第一条の規定による改正後の都 市計画法第二章の規定により、当該都市計画区 域について、用途地域に関する都市計画が決定 されたときは、当該都市計画の決定に係る都市 計画法第二十二条第一項（同法第二十二条第一項 において読み替える場合を含む。）の規定によ る告示があつた日）までの間は、この省令によ る改正後の公営住宅法施行規則の規定中用途地 域に係る部分は適用せず、この省令による改正 前の公営住宅法施行規則の規定中用途地域に係 る部分は、なおその効力を有する。	第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施

（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施	第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施
（経過措置）	（施行期日）
2 この省令の施行の際現に地域包括ケアシステ ムの強化のための介護保険法等の一部を改正す る法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行 の日の前日までの間における第一条の規定によ る改正後の公営住宅法施行規則第八条第一号の 規定の適用については、同号中「第五条の二第 一項」とあるのは、「第五条の二」とする。	第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施
附 則（平成二三年一月三〇日国土交 通省令第一〇三号）	（施行期日）
この省令は、地域の自主性及び自立性を高め るための改革の推進を図るために関係法律の整 備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定 の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から 施行する。	第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施
附 則（平成二三年一二月二六日国土交 通省令第一〇三号）	（施行期日）
この省令は、地域の自主性及び自立性を高め るための改革の推進を図るために関係法律の整 備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定 の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から 施行する。	第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施
（経過措置）	（施行期日）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による 改正前の様式による用紙は、当分の間、これを 取り繕つて使用することができる。	第一条 この省令は、平成二九年七月二十六日から施
附 則（令和五年三月一四日国土交通省 令第九号）	（施行期日）
この省令は、障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律等の一部を改正 する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行 の日（令和五年四月一日）から施行する。	第一条 この省令は、令和六年三月一九日国土交通省 令第二六号）抄

（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施	第一条 この省令は、令和六年三月一九日国土交通省 令第二六号）抄
（経過措置）	（施行期日）
2 この省令の施行の際現に行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律附則 第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二 十八年一月一日）から施行する。	第一条 この省令は、令和六年三月一九日国土交通省 令第二六号）抄

附則（令和六年五月二十四日国土交通省令第六一号）第一号様式（第五条関係

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

第1回契約会議	(会員登録)
備考欄 土木交通大臣 地政地籍課長 氏名： 本多義典 事務局長	
年月日 令和元年五月一日	
事業主体の氏名 本多義典	
年度 事業費助成金交付申請書	
年度 事業に着手する要件について、該年度の交付を受けたいので、 住民負担額11万円1箇所の規定により、開拓費を認めて、下記のとおり申します。	
記	
1 交付申請額 交付申請額の算出方法 別紙のとおり	
2 事業費の配分 別紙のとおり	
3 事業完了の予定期日	

(備考)
①事業名は、第5条第1項各号に掲げる区分に従い、公営住宅建設等事業、共同施設建設等事業、灾害公営住宅建設等事業、既設公営住宅旧築事業、既設公営施設復旧事業、公営住宅借上げ事業、共同施設借上げ事業又は灾害公営住宅借上げ事業と記入すること(以下第2号様式及び第3号様式において同様とする。)。
②第5条第4項第4号又は第5号に掲げる事業の場合にあっては、工事費に公営住宅等を建設するための地代に要する費用を含むものとす。

第二号様式（第五条関係）

第二号様式(第五条関係)					
(第5条第1項第1号、第4号、第5号又は第6号に属する事務の場合は)					
年度 事業計画書					
年	月	日	開拓者名又は 開拓組合名	年 月 期	開拓区域
平成	12	31			
令和	1	1			
令和	2	1			
令和	3	1			
令和	4	1			
令和	5	1			
令和	6	1			
令和	7	1			
令和	8	1			
令和	9	1			
令和	10	1			
令和	11	1			
令和	12	1			
令和	13	1			
令和	14	1			
令和	15	1			
令和	16	1			
令和	17	1			
令和	18	1			
令和	19	1			
令和	20	1			
令和	21	1			
令和	22	1			
令和	23	1			
令和	24	1			
令和	25	1			
令和	26	1			
令和	27	1			
令和	28	1			
令和	29	1			
令和	30	1			
令和	31	1			
令和	32	1			
令和	33	1			
令和	34	1			
令和	35	1			
令和	36	1			
令和	37	1			
令和	38	1			
令和	39	1			
令和	40	1			
令和	41	1			
令和	42	1			
令和	43	1			
令和	44	1			
令和	45	1			
令和	46	1			
令和	47	1			
令和	48	1			
令和	49	1			
令和	50	1			
令和	51	1			
令和	52	1			
令和	53	1			
令和	54	1			
令和	55	1			
令和	56	1			
令和	57	1			
令和	58	1			
令和	59	1			
令和	60	1			
令和	61	1			
令和	62	1			
令和	63	1			
令和	64	1			
令和	65	1			
令和	66	1			
令和	67	1			
令和	68	1			
令和	69	1			
令和	70	1			
令和	71	1			
令和	72	1			
令和	73	1			
令和	74	1			
令和	75	1			
令和	76	1			
令和	77	1			
令和	78	1			
令和	79	1			
令和	80	1			
令和	81	1			
令和	82	1			
令和	83	1			
令和	84	1			
令和	85	1			
令和	86	1			
令和	87	1			
令和	88	1			
令和	89	1			
令和	90	1			
令和	91	1			
令和	92	1			
令和	93	1			
令和	94	1			
令和	95	1			
令和	96	1			
令和	97	1			
令和	98	1			
令和	99	1			
令和	100	1			
令和	101	1			
令和	102	1			
令和	103	1			
令和	104	1			
令和	105	1			
令和	106	1			
令和	107	1			
令和	108	1			
令和	109	1			
令和	110	1			
令和	111	1			
令和	112	1			
令和	113	1			
令和	114	1			
令和	115	1			
令和	116	1			
令和	117	1			
令和	118	1			
令和	119	1			
令和	120	1			
令和	121	1			
令和	122	1			
令和	123	1			
令和	124	1			
令和	125	1			
令和	126	1			
令和	127	1			
令和	128	1			
令和	129	1			
令和	130	1			
令和	131	1			
令和	132	1			
令和	133	1			
令和	134	1			
令和	135	1			
令和	136	1			
令和	137	1			
令和	138	1			
令和	139	1			
令和	140	1			
令和	141	1			
令和	142	1			
令和	143	1			
令和	144	1			
令和	145	1			
令和	146	1			
令和	147	1			
令和	148	1			
令和	149	1			
令和	150	1			
令和	151	1			
令和	152	1			
令和	153	1			
令和	154	1			
令和	155	1			
令和	156	1			
令和	157	1			
令和	158	1			
令和	159	1			
令和	160	1			
令和	161	1			
令和	162	1			
令和	163	1			
令和	164	1			
令和	165	1			
令和	166	1			
令和	167	1			
令和	168	1			
令和	169	1			
令和	170	1			
令和	171	1			
令和	172	1			
令和	173	1			
令和	174	1			
令和	175	1			
令和	176	1			
令和	177	1			
令和	178	1			
令和	179	1			
令和	180	1			
令和	181	1			
令和	182	1			
令和	183	1			
令和	184	1			
令和	185	1			
令和	186	1			
令和	187	1			
令和	188	1			
令和	189	1			
令和	190	1			
令和	191	1			
令和	192	1			
令和	193	1			
令和	194	1			
令和	195	1			
令和	196	1			
令和	197	1			
令和	198	1			
令和	199	1			
令和	200	1			
令和	201	1			
令和	202	1			
令和	203	1			
令和	204	1			
令和	205	1			
令和	206	1			
令和	207	1			
令和	208	1			
令和	209	1			
令和	210	1			
令和	211	1			
令和	212	1			
令和	213	1			
令和	214	1			
令和	215	1			
令和	216	1			
令和	217	1			
令和	218	1			
令和	219	1			
令和	220	1			
令和	221	1			
令和	222	1			
令和	223	1			
令和	224	1			
令和	225	1			
令和	226	1			
令和	227	1			
令和	228	1			
令和	229	1			
令和	230	1			
令和	231	1			
令和	232	1			
令和	233	1			
令和	234	1			
令和	235	1			
令和	236	1			
令和	237	1			
令和	238	1			
令和	239	1			
令和	240	1			
令和	241	1			
令和	242	1			
令和	243	1			
令和	244	1			
令和	245	1			
令和	246	1			
令和	247	1			
令和	248	1			
令和	249	1			
令和	250	1			
令和	251	1			
令和	252	1			
令和	253	1			
令和	254	1			
令和	255	1			
令和	256	1			
令和	257	1			
令和	258	1			
令和	259	1			
令和	260	1			
令和	261	1			
令和	262	1			
令和	263	1			
令和	264	1			
令和	265	1			
令和	266	1			
令和	267	1			
令和	268	1			
令和	269	1			
令和	270	1			
令和	271	1			
令和	272	1			
令和	273	1			
令和	274	1			
令和	275	1			
令和	276	1			
令和	277	1			
令和	278	1			
令和	279	1			
令和	280	1			
令和	281	1			
令和	282	1			
令和	283	1			
令和	284	1			
令和	285	1			
令和	286	1			
令和	287	1			
令和	288	1			
令和	289	1			
令和	290	1			
令和	291	1			
令和	292	1			
令和	293	1			
令和	294	1			
令和	295	1			
令和	296	1			
令和	297	1			

3 工事設計概要表の「供給方式」、「事業の種類」、「都市計画区域」及び「市街化区域」の欄は、該当する文字を○で囲むこと。

第四号様式（第十九条関係）

